

公益財団法人日本高等教育評価機構評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう
- (2) 役員とは、定款第21条第1項に基づき置かれる理事及び監事をいう
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週4日以上勤務する者をいう
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいい、評議員会・理事会のみに出席する次号の役員は除く
- (5) 外部役員とは、第3号及び前号以外の者をいい、評議員会・理事会のみに出席する者をいう
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする

(報酬の支給)

第3条 この法人は、評議員、常勤役員、非常勤役員及び外部役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、評議員会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。
- 3 常勤役員及び非常勤役員の報酬は月額とし、外部役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。
- 4 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ、別に定める役員退職金規程により、退職手当を支給することができる。
- 6 評議員及び役員に対して、この法人より特別の任務として判定委員、評価員、講師及び原稿の執筆等を委嘱した場合は、規程等に基づき委員手当、講師謝金及び原

稿料等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の評議員に対する報酬は、定款第13条に定める金額の範囲内において別表第1「評議員の報酬」に定める定額とする。

2 この法人の常勤役員の報酬月額、別表第2「常勤役員の俸給表」とおとし、役員のうち各々の理事の報酬月額は、別表第2「常勤役員の俸給表」のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

3 この法人の非常勤役員に対する報酬は、別表第3「非常勤役員の報酬」とおとし、役員のうち各々の理事の報酬額は、別表第3「非常勤役員の報酬」のうちから理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

4 この法人の外部役員に対する報酬は、別表第4「外部役員の報酬」に定める定額とする。

5 常勤役員に対する役員賞与は、別表第5「常勤役員賞与」に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員及び役員(以下「役員等」という。)の報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬の支給日)

第6条 常勤役員の報酬は、その月の月額の全額を毎月20日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、公益財団法人日本高等教育評価機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第3条第2項の規定に準じて支給する。

2 非常勤役員の報酬月額の支給日は、その月の職務遂行の対価を毎月末に支給する。

3 評議員及び外部役員の報酬は、評議員会及び理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(通勤手当)

第7条 通勤手当を支給する場合には、職員給与規程第13条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員等に支給する。

2 通勤手当の月額は、職員給与規程第13条第1項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に必要な事項は、職員給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(費用)

第8条 この法人は、評議員及び役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担

した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(日割計算)

第9条 新たに役員等になった者には、その日から報酬（通勤手当及び役員賞与を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

2 役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を1円に切り上げる。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人日本高等教育評価機構の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 (単位：円)

	評議員会等出席の都度
評議員	11,000

税表 月額表乙適用

別表第2 常勤役員の俸給表 (単位：円)

号 俸	俸 給 月 額
1	724,000
2	780,000
3	838,000

税表 月額表甲適用

別表第3 非常勤役員の報酬 (単位：円)

号 俸	1日当たり (職務遂行の対価)
1	20,000
2	25,000
3	30,000

税表 月額表乙適用

別表第4 外部役員の報酬 (単位：円)

	理事会・評議員会等出席の都度 (注)
外部理事・監事	11,000

税表 月額表乙適用

(注) 理事会・評議員会が同日に開催される場合は、1回とする。

別表第5 常勤役員賞与

基準日在職の常勤役員の報酬月額×計数

1 基準日とは、6月1日及び12月1日をいう。

基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 計数

① 報酬月額に100分の25の割合を乗じて得た額

② 報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額

の合計額に

6月に支給する場合は100分の160

12月に支給する場合は100分の175

の割合を乗じて得た額に、

基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月	100分の100
(2) 5か月以上6か月未満	100分の80
(3) 3か月以上5か月未満	100分の60
(4) 3か月未満	100分の30